

新宮市告示第 87 号

新宮市税口座振替収納事務取扱要綱の全部を改正する告示

新宮市税口座振替収納事務取扱要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 27 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市税等口座振替収納事務取扱要綱

新宮市税口座振替収納事務取扱要綱（平成17年新宮市告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市税等の口座振替手続及び収納事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（対象市税等）

第2条 口座振替の方法により収納できる市税等は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 個人の市県民税（特別徴収分を除く。）
- （2） 固定資産税
- （3） 軽自動車税
- （4） 国民健康保険税
- （5） 介護保険料
- （6） 後期高齢者医療保険料
- （7） 水道料金

（取扱金融機関）

第3条 口座振替を取り扱う金融機関は、新宮市指定金融機関、新宮市指定代理金融機関及び新宮市収納代理金融機関とする。ただし、前条第7号に規定する水道料金については、新宮市水道事業出納取扱金融機関及び新宮市水道事業収納取扱金融機関とする。

（口座振替の対象者）

第4条 口座振替の対象者は、取扱金融機関に預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」という。）を有する納税義務者又は納付義務者（以下「納税者等」という。）で取扱金融機関の承認を得たものとする。

（指定預貯金口座）

第5条 口座振替を行うことができる預貯金口座は、取扱金融機関にある納税者等本人名義の預貯金口座（納税者等本人名義以外の預貯金口座であっても当該預貯金口座の名義人の承諾を得た場合は、当該預貯金口座を含む。）のうち、普通預金、当座預金、通常貯金、納税準備預金又は納税貯蓄組合預金のうち、当該納税者等が指定したもの（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、納税準備預金及び納税貯蓄組合預金の口座については、第2条第5号から第7号に掲げる市税等の指定預貯金口座とすることができない。

（口座振替の申込）

第6条 納税者等が口座振替による納付の申込みをしようとするときは、別に定める口座振替依頼書を取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、納税者等は、市長が指定する取扱金融機関に有する指定預貯金口座に限り、ペイジー口座振替受付サービス（マルチペイメントネットワーク（各種決済に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を送受信するため、金融機関と地方公共団体等の使用に係る電子計算機等を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を活用して、口座振替による納付の申込手續を受け付けるサービスをいう。以下同じ。）を利用した口座振替による納付の申込みをすることができる。

（受付）

第7条 取扱金融機関は、前条第1項の規定により申込みを受け、これを承認したときは、依頼書（金融機関控）は取扱金融機関において保管し、依頼書（市役所控若しくは水道事業所控）は右側下部に承認印（行名、店名及び押切印）を押印し、新宮市長（第2条第7号に掲げる水道料金の場合は、新宮市水道事業所長。以下同じ）あてに送付するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により申込みがあった場合で、取扱金融機関において口座振替の登録が完了したときは、別に定める口座振替契約確認書を納税者等に交付するものとする。

（徴収手續）

第8条 市長は、口座振替の方法による市税等の徴収に当たっては、次のとおり行うものとする。

2 磁気媒体交換による取扱金融機関については、口座振替に係る納入の明細を記録した磁気媒体を作成し、振替日の6営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。

3 データ伝送による取扱金融機関については、口座振替に係る納入の明細を記録した口座振替伝送データを作成し、振替日の6営業日前までに取扱金融機関に送信するものとする。

（振替日及び口座振替の開始）

第9条 振替日は、別表のとおりとする。

2 口座振替の開始は、取扱金融機関に口座振替による納付の申込みがあった日（ペイジー口座振替受付サービスを利用した口座振替による納付の申込みがあった場合は、取扱金融機関に当該申込みに係る情報が送信された日をいう。）の属する月の翌月以降に到来する最初の振替日から行うものとする。ただし、前条の規定による徴収手續に支障がない場合は、納税者等の同意を得た上で、当該申込みがあった日の属する月に到来する振替日から行うことができる

（振替の手續き）

第10条 取扱金融機関は、振替日に指定預貯金口座から磁気媒体若しくは伝送データに記録されている金額を払い出し、納付しなければならない。

2 磁気媒体交換による場合は、口座振替結果集計表（取扱金融機関所定様式）及び口座振替不能明細表（取扱金融機関所定様式）を作成し、振替結果を記録した磁気媒体とともに、振替日後直ちに新宮市長に報告するものとする。

3 データ伝送による場合は、振替結果伝送データを作成し、新宮市長はそのデータを取得する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、口座振替収納事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

（新宮市介護保険料口座振替収納事務取扱要綱及び新宮市水道料金口座振替収納事務取扱要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）新宮市介護保険料口座振替収納事務取扱要綱（平成17年新宮市告示第10号）

（2）新宮市水道料金口座振替収納事務取扱要綱（平成17年水道事業所告示第9号）

（適用区分）

3 改正後の新宮市税等口座振替収納事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受理する申込みについて適用し、同日前に受理した申込みについては、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

市税等の費目	振替日
個人の市県民税	各納期の最終日。ただし、最終日が土曜、日曜又は金融機関休業日の場合は翌営業日。
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	
水道料金	毎月19日。ただし、当日が土曜、日曜又は祝日の場合は翌営業日。